

# 事業概要

平成 29 年度



## 山梨県食肉衛生検査所

〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏 1028

電話 055-262-6121

F A X 055-263-9528

E-mail: [shokuniku@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shokuniku@pref.yamanashi.lg.jp)

# 目 次

## 第1章 総 説

1	検査所の沿革	1	-	1
2	関係条例	1	-	2
	(1) 山梨県行政機関等の設置に関する条例	1	-	2
	(2) 山梨県行政組織規則	1	-	2
	(3) 山梨県事務決裁規則	1	-	3
	(4) 山梨県職員給与条例	1	-	4
	(5) 山梨県職員の給与に関する規則	1	-	5
	(6) 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程	1	-	5
3	食肉衛生検査所の組織・構成	1	-	6
4	検査所の概要	1	-	7
	(1) 施設の概要	1	-	7
	(2) 平面図	1	-	7
	(3) 案内図	1	-	9
	(4) 主要備品の一覧表	1	-	10
5	山梨県と畜・食鳥検査手数料	1	-	11
6	と畜場・食鳥処理場一覧表	1	-	11
7	処理場の開場状況	1	-	11

## 第2章 事業概要

1	事業の内容	2	-	1
2	食肉関係	2	-	1
	(1) 年度別食肉検査状況	2	-	1
	(2) 平成29年度と畜場別検査頭数	2	-	2
	(3) 月別検査頭数	2	-	2
	(4) とさつ禁止、廃棄状況	2	-	3
	(5) 病名別一部廃棄状況	2	-	4
	(6) 衛生指導	2	-	6
	(7) フィードバック事業	2	-	6
3	食鳥関係	2	-	7
	(1) 年度別検査羽数及び廃棄状況	2	-	7
	(2) 平成29年度検査結果	2	-	8
	(3) 衛生指導	2	-	9
	(4) フィードバック事業	2	-	9
4	精密検査関係	2	-	10
	(1) 精密検査実施状況	2	-	10
	(2) 各検査室における検査内容	2	-	11
5	食肉衛生推進事業	2	-	15
6	研 修	2	-	16

### 第3章 調査・研究発表

- 1 ATPふき取り検査を活用した大規模食鳥処理場の衛生指導法  
法の検討 . . . . . 3 - 1
- 2 ブロイラー農場におけるサルモネラ属菌汚染状況及び衛生意識調査 . . . . . 3 - 2
- 3 馬の卵巣の腫瘍 . . . . . 3 - 5

# 第1章 総 説

## 1. 検査所の沿革

- 昭和38. 3. 14 山梨県枝肉センターの発足に伴い、公衆衛生課からと畜検査員派遣  
昭和38. 4. 1 石和保健所に、と畜検査係が新設され、山梨県枝肉センターで行うと畜検査を担当する。
- 昭和42. 11. 1 山梨県枝肉センターは、(株)山梨県食肉公社となる。
- 昭和44. 3. 31 町営上野原と畜場廃止
- 昭和46. 4. 1 山梨県食肉衛生検査所発足、(株)山梨県食肉公社内の既設建物の一部を仮庁舎とする。県下6と畜場を所管  
石和保健所と畜検査係廃止
- 昭和48. 2. 21 鯉沢と畜場廃止
- 昭和48. 7. 5 山梨県食肉衛生検査所庁舎を建設する。  
敷地面積 652.83m<sup>2</sup>  
庁舎本館 鉄筋コンクリート2階建 328m<sup>2</sup>  
附属建物 車庫、動物飼育室、ブロック造平屋建 40m<sup>2</sup>  
附属施設 プレハブ倉庫
- 昭和49. 3. 31 峡東と畜場廃止
- 昭和49. 4. 1 次長制が設置される。
- 昭和50. 7. 11 巨摩と畜場廃止
- 昭和59. 7. 20 葦崎と畜場移転廃止
- 昭和59. 7. 21 葦崎食肉センター発足
- 平成 3. 4. 1 食鳥法関係の事務を所掌する。
- 平成 3. 9. 1 (株)山梨県食肉公社は(株)山梨食肉流通センターとなる。
- 平成 4. 1. 10 山梨県食肉衛生検査所新庁舎起工式
- 平成 4. 1. 23 葦崎食肉センター廃止
- 平成 4. 4. 1 山梨県行政組織規則の一部改正により、検査第一課・検査第二課の2課制となる。  
「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の発足  
甲斐食産(株)及び山梨チキン事業協同組合において食鳥検査開始。
- 平成 4. 11. 8 新庁舎へ移転
- 平成 5. 3. 25 新庁舎 竣工式  
敷地面積 903m<sup>2</sup>  
建物延面積 918m<sup>2</sup>  
本館 鉄筋コンクリート造 3階建 752m<sup>2</sup>  
附属建物 鉄筋コンクリート造 2階建 110m<sup>2</sup>  
附属施設 軽量鉄骨造(車庫) 56m<sup>2</sup>
- 平成 9. 3. 31 富士吉田食肉センター廃止
- 平成10. 1. 5 山梨チキン事業協同組合休止
- 平成11. 9. 30 " 廃止
- 平成11. 11. 1 甲斐食産(株)許可(八代町)
- 平成13. 10. 18 BSE検査開始
- 平成14. 3. 12 BSE検査室整備
- 平成14. 11. 1 甲斐食産(株)休止(石和町)

## 2. 関係条例(抜すい)

### (1)山梨県行政機関等の設置に関する条例

(昭和六十年三月二十九日山梨県条例第二号)

#### (食肉衛生検査所)

第十条 法第一百五十六条第一項の規定により、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
山梨県食肉衛生検査所	笛 吹 市	県 下 全 域

### (2) 山梨県行政組織規則

(昭和四十三年三月三十日山梨県規則第十二号)

#### 第三章 出先機関

##### 第一節 設備内部組織及び事務分掌

###### (設置及び内部組織)

第十六条 各部等の事務を所掌させるため、次に掲げる出先機関を置く。

2 前項の出先機関の位置は、別表第三のとおりとする。

###### (別表第三)

出先機関	課	位置
食肉衛生検査所	検査第一課 検査第二課	笛 吹 市

6 出先機関の分掌事項は、別表第五のとおりとする。

###### (別表第五)

食肉衛生検査所	一 獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。 二 とさつ解体の禁止及び措置の命令に関すること。 三 設置者等に対し、県が必要と認める報告の徴収及び立入り検査に関すること。 四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
---------	--

第十八条 食肉衛生検査所に次長を置く。

15 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、所長を補佐する。

(3)山梨県事務決裁規則

(昭和四十三年三月三十日山梨県規則第十三号)

第一章 総 則

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

六 所長 組織規則第十七条第一項に規定する出先機関の長をいう。

八 専決 知事の権限に属する事務の一部を常時知事に代わって所長及び出先次長限りで決裁すること。

(所長の専決事項)

第五条 所長の専決事項は別表第一、第二のとおりとする。(以下概要)

1 所長の共通専決事項(別表第一)

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 所属職員の事務分掌に関すること。   |
| 2  | 所長及び次長の旅行の命令及びその復命の受理に関すること。                               |
| 3  | 所長及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及、職務に専念する義務の免除の承認及び週給日の振替に関すること。 |
| 4  | 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による部分休業の承認に関すること。                      |
| 5  | 所長、次長の時間外勤務、休日勤務及び当直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。    |
| 6  | 臨時的任用(出先機関に係る二月以内の期間のもの)に関すること。                            |
| 7  | 所属職員の身分証明書の書換えの検認に関すること。                                   |
| 8  | 通知、申請、照会、回答、報告、届出及び進達並びに督促に関すること。                          |
| 9  | 所掌事務に係る証明書等に関すること。   |
| 10 | 登記嘱託に関すること。  |
| 11 | 行政財産の使用許可に関すること(電柱、ガス管、水道管、その他これらに類する物の設置及び継続使用に係るものに限る。)  |
| 12 | 行政文書の開示の決定に関すること。  |
| 13 | 個人情報の開示及び訂正の決定に関すること。                                      |
| 14 | その他前各号に準ずる事項に関すること。  |

## 2 所長の固有専決事項（別表第二）

食肉衛生検査所
一 と畜場法の規定による次の事項 1 と畜頭数の制限に関する事。こと。 2 獣畜のとさつ又は解体の検査に関する事。こと。 3 とさつの解体の禁止等の措置及び措置命令に関する事。こと。 4 自家用とさつの届出の受理に関する事。こと。 5 と畜場外とさつの届出の受理又は許可及び必要な措置に関する事。こと。 6 と畜場の設置者等に対する県が必要と認める報告の徴収及び立入検査に関する事。こと。 7 都道府県等食品衛生監視指導計画に関する事。こと。
二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定による次の事項（認定小規模処理業者に係るものを除く。） 1 食鳥処理業者等に対する報告の徴収及び立入り検査に関する事。こと。 2 食鳥検査に関する事。こと。 3 食鳥のとさつ等の禁止、食鳥の隔離等に係る命令若しくは職員の執行又は食鳥の廃棄等に係る職員の執行に関する事。こと。
三 食品衛生法の規定による次の事項 1 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）に対し県が必要と認める報告の徴収及び臨検検査に関する事。こと。 2 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の収去及び検査に関する事。こと。 3 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の廃棄並びにその他と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食品衛生上の危害の除去のために必要な措置命令。

### (4) 山梨県職員給与条例

（昭和二十七年十一月二十七日山梨県条例第三十九号）

#### （給料の調整）

- 第十一条 人事委員会は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の百分の二十五をこえてはならない。
  - 第一項の調整額表の適用は、その職員が同項に規定する職にある期間に限るものとする。

(5)山梨県職員の給与に関する規則

(昭和三十二年十一月二十六日山梨県人事委員会規則第七号)

(給料の調整)

第三十条 条例第十一条の規定により給料の調整を行う職は、別表第十の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

- 2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第十一に掲げる調整基本額に、その者に係る別表第十の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額とする。

(別表第十)

勤務箇所	職員	調整数
食肉衛生検査所	(1) 常時と畜検査及び食鳥検査に従事する職員	三
	(2) 所長及び次長	一
	(3) (1)から(2)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	一

(別表第十一) 調整基本額表(抜すい)

行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

(6)山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程

(昭和三十二年六月一日山梨県訓令甲第十七号)

(目的)

第一条 この訓令は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第二条第五項、第四条第一項及び第六条第四項の規定に基づき、山梨県職員の勤務時間の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)



第二条 この訓令の規定の適用を受ける職員の範囲並びに当該職員の勤務時間、休憩時間及び週休日の特例は、別表のとおりとする。

別表（第二条関係）

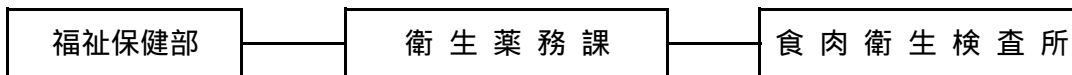
職 員	勤 務 時 間	勤務時間及び勤務時間の割振り	休 憩 時 間
食肉衛生検査所に勤務する職員	四週間について百五十五時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振り は、所長が定める。	一時間とし、その割振りは、所長が定める。

週 休 日
日曜日及び所長が四週間ごとの期間について定める日曜日以外の四の日

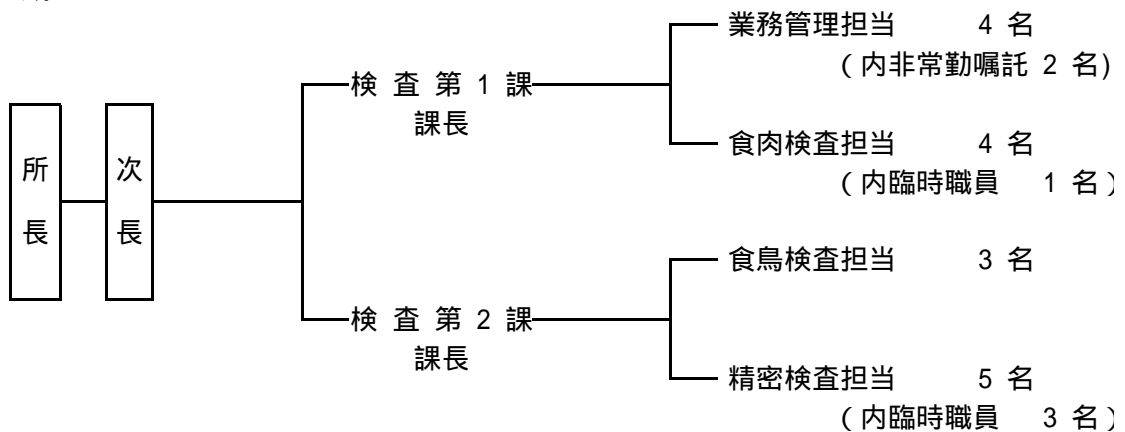
### 3. 食肉衛生検査所の組織・構成

（平成29年4月1日現在）

組 織



構 成



職員総数	20	技術職	14名
		非常勤嘱託	2名
			(技1)
		臨時職員	4名
			(技2)

## 4 . 検査所の概要

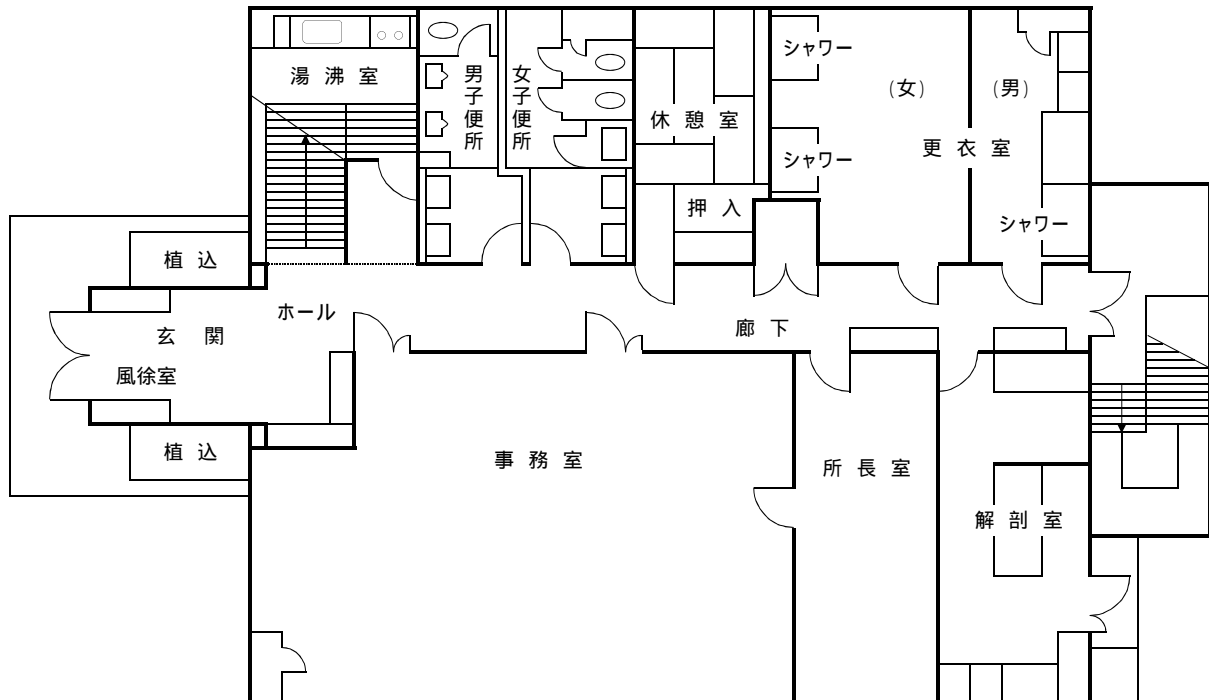
### (1) 施設の概要

- ・敷地面積 903 m<sup>2</sup>
- ・建物延面積合計 918 m<sup>2</sup>
- ・建物の構造

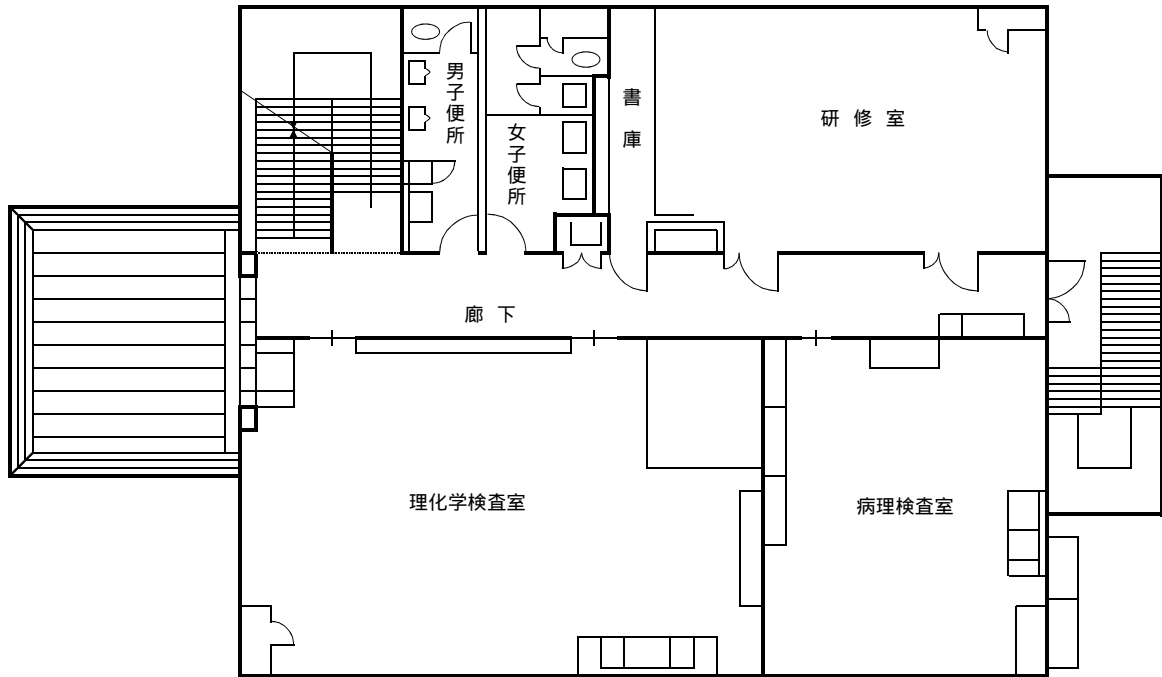
本館	鉄筋コンクリート	3階	延面積	752 m <sup>2</sup>
1階	事務室、休憩室、解剖室、更衣室	外	259	m <sup>2</sup>
2階	理化学検査室、病理検査室、研修室	外	248	m <sup>2</sup>
3階	生物科学検査室(細菌、ウイルス)、冷蔵冷凍庫室		232	m <sup>2</sup>
R階	P3関係機械室		13	m <sup>2</sup>
附属建物	鉄筋コンクリート造		延面積	110 m <sup>2</sup>
1階	受水槽、変電室、発電室	外	58	m <sup>2</sup>
2階	実験動物飼育室、実験室、倉庫	外	52	m <sup>2</sup>
附属施設				
車庫	軽量鉄骨造 (車庫)		56	m <sup>2</sup>

### (2) 平面図

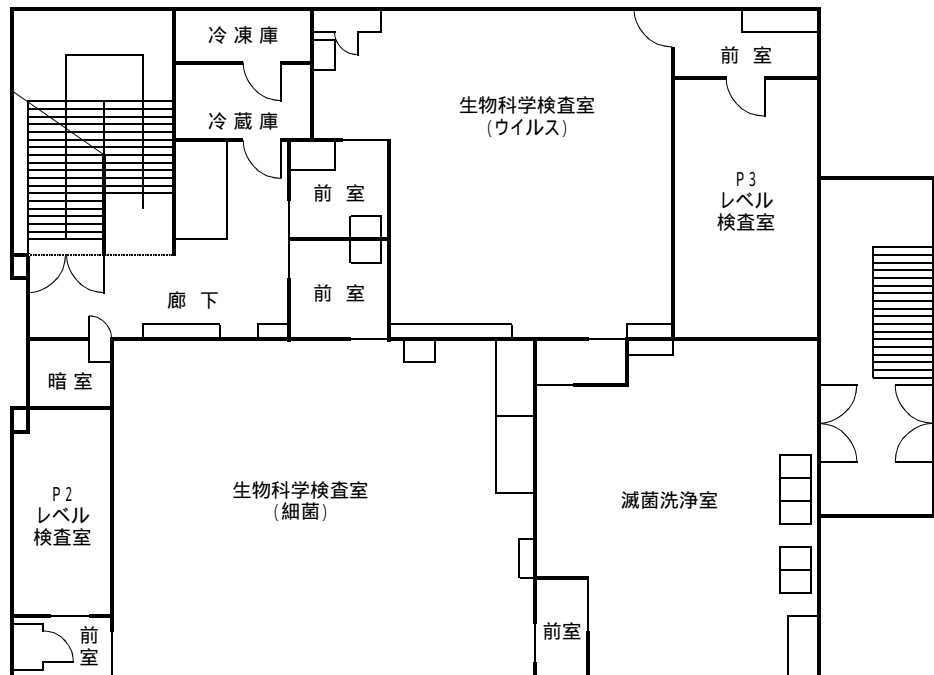
(1階)



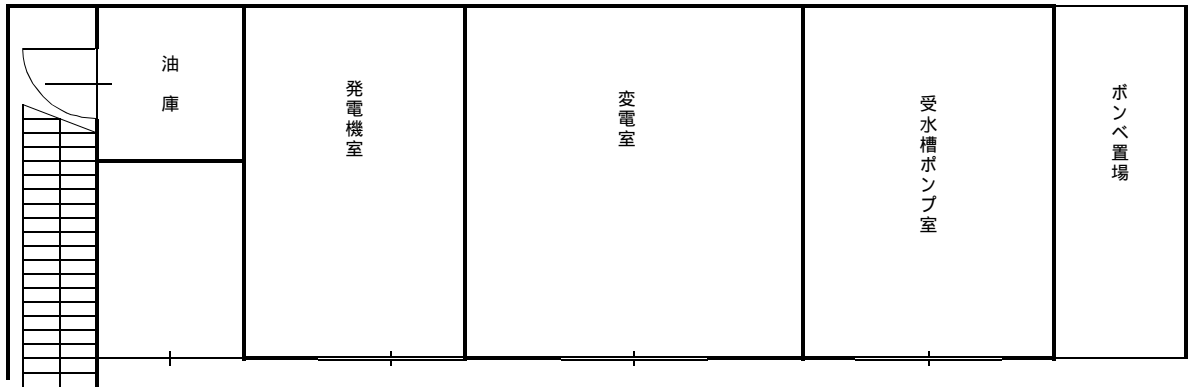
(2階)



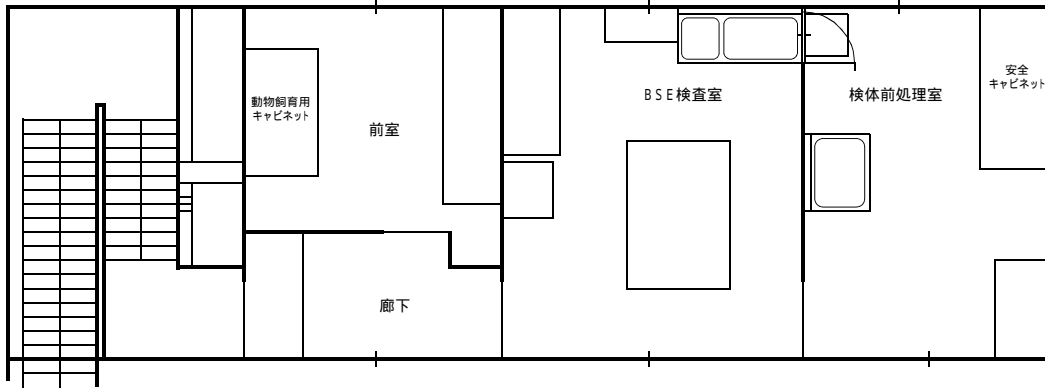
(3階)



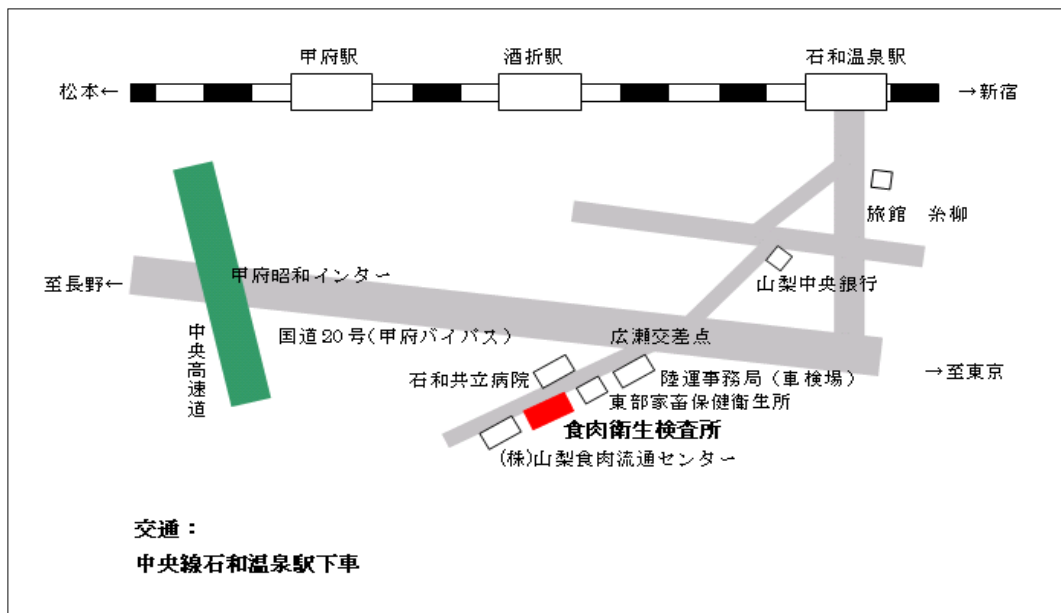
(別棟1階)



(別棟2階)



(3) 案内図



## (4) 主要備品の一覧表

品 名	規 格 品 質
デ ィ ー プ フ リ ー ザ ー	サンヨー MDF - 3 8 2 A T
超 低 温 フ リ ー ザ ー	サンヨー MDF - U 5 8 2 A T - P J
安 全 キ ャ ビ ネ ッ ト	日立 SVC - 1 3 0 2 E L C
純 ・ 超 純 水 製 造 シ ス テ ム	日本ミリポア EQP - 3 S システム
蛍 光 顕 微 鏡	ニコン X 2 F - E F D 2
倒 立 顕 微 鏡	ニコン T M D 2 S
リアルタイム PCR 用 DNA 増幅装置	TakaRa Thermal Cycler Dice Real Time System
D N A 増 幅 装 置	Biometra TProfessional Thermocycler
自 動 洗 浄 器	サンヨー M J W 8 0 0 0
全 自 動 血 球 計 算 器	日本光電 MEK - 6 3 5 8
動物用生化学自動分析装置	富士ドライケム 7 0 0 0 V
フォトダイオードアレイ検出器	島津 SPD - M 6 A
ド ラ フ ト チ ャ ン バ ー	ダルトン DP - 1 1 1 K - 1 8 0 0
高 速 液 体 ク ロ マ ト グ ラ フ	島津 LC - V P シリーズ
自 動 包 埋 装 置	白井器機 1 4 0 0 - 3 型
パラフィン包埋ブロック作製装置	ティッシュエンベディングコンソール # 4 5 9 6
滑 走 式 ミ ク ロ ト ー ム	ライカ J U N G S M 2 0 0 0 R
凍 結 組 織 切 片 作 製 装 置	マイルス社 4 5 5 1
ク リ ー ン ベ ン チ	日本エアテック BCM 1 3 0 2 W
安全キャビネット ( B S E 用 )	日本エアテック BHC - 2 2 0 3 A / B 3
安全キャビネット付き飼育装置	B E S T E X B C C - 1 6 0 0 A - N C R P
多 検 体 細 胞 破 碎 機	安井器機 MB 5 2 4 TMA
マイクロプレート用自動吸光度計	ラボシステムズ マルチスキャンバイクロマティック

## 5. 山梨県と畜・食鳥検査手数料

畜種	牛	とく	馬	豚	山羊	食鳥	備考
金額	750	320	750	320	180	5	証明手数料 400

とく…1才未満の牛

平成7年4月1日 改正

(食鳥 平成4年4月1日)

## 6. と畜場・食鳥処理場一覧表

処理場名	区分	所在地	設置者	電話
(株)山梨食肉流通センター	私営	笛吹市石和町唐柏 1028	代表取締役 桜井和巳	055-262-2288
山梨県畜産酪農技術センター	県営	中央市乙黒 963-1	山梨県知事	055-273-6441
甲斐食産株式会社	私営	笛吹市八代町米倉 1447	代表取締役社長 米山義智	055-265-5050

## 7. 処理場の開場状況

と畜場 月曜日～金曜日(土曜日開場随時)

AM 7:45 ~ PM 4:30

食鳥処理場 月曜日～土曜日

AM 6:30 ~ PM 3:15

## 第2章 事業概要

### 1. 事業の内容

- 1 食肉検査……生体検査、内臓検査、枝肉検査
- 2 食鳥検査……生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査
- 3 精密検査……理化学検査、病理検査、生物科学検査
- 4 衛生検査……監視指導、ふきとり検査、講習会の開催

### 2. 食肉関係

#### 衛生対策

健康な家畜の搬入、生産段階からの衛生管理の徹底を図るため、生体の汚染状況、疾病の発生状況について生産者及び臨床獣医師に検査結果等の情報をフィードバックしている。

また、県食品衛生監視指導計画に基づき、と畜場・併設食肉処理場の監視を行った。さらに、施設及び枝肉の細菌検査を行い、衛生管理責任者及び作業衛生責任者を中心に講習会・勉強会を実施し、食肉衛生の向上に努めた。

#### と畜検査の推移

処理頭数は、牛およびめん羊は増加し、豚および馬は減少した。

廃棄頭数は、牛については前年度と変わらず敗血症による全部廃棄が多かった。豚については前年度に比較して敗血症による全部廃棄が増加し、豚丹毒による全部廃棄が減少した。

#### (1) 年度別食肉検査状況

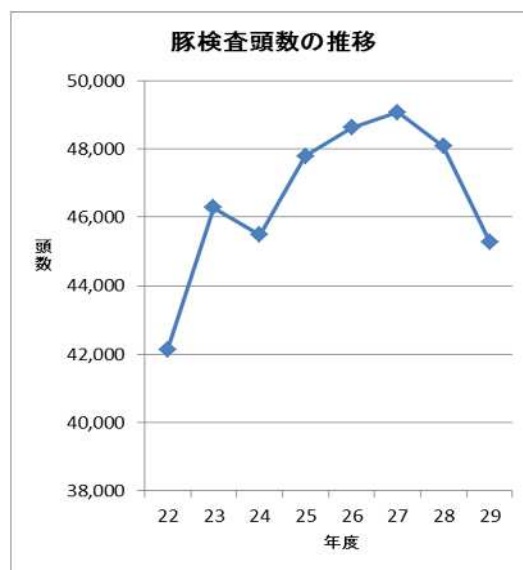
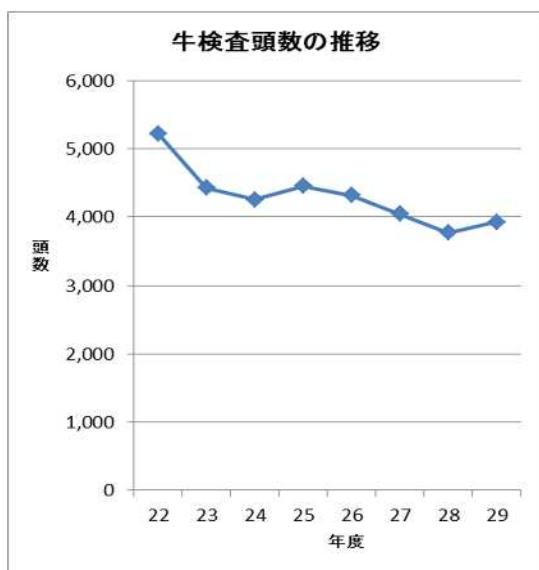
年度 \ 区分	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
22年	5,225	36	498	42,125	4	47,888
23年	4,426	51	478	46,270	20	51,245
24年	4,251	31	950	45,486	18	50,736
25年	4,454	47	655	47,789	18	52,963
26年	4,315	25	702	48,624	22	53,688
27年	4,042	28	649	49,077	9	53,805
28年	3,767	37	542	48,077	28	52,451
29年	3,926	16	467	45,280	38	49,727

(2)平成 29 年度と畜場別検査頭数

処理場名	畜種	開場日数	肉用牛	乳用牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
(株)山梨食肉流通センター		247	2,908	1,018	16	467	45,280	38	0	49,727
山梨県畜産酪農技術センター		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		247	2,908	1,018	16	467	45,280	38	0	49,727

(3)月別検査頭数

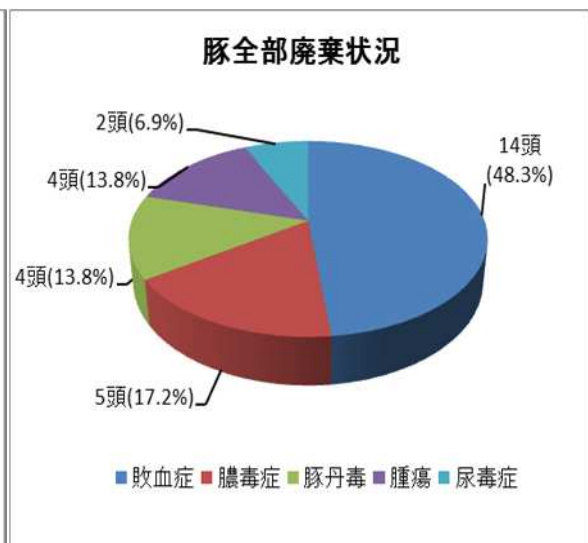
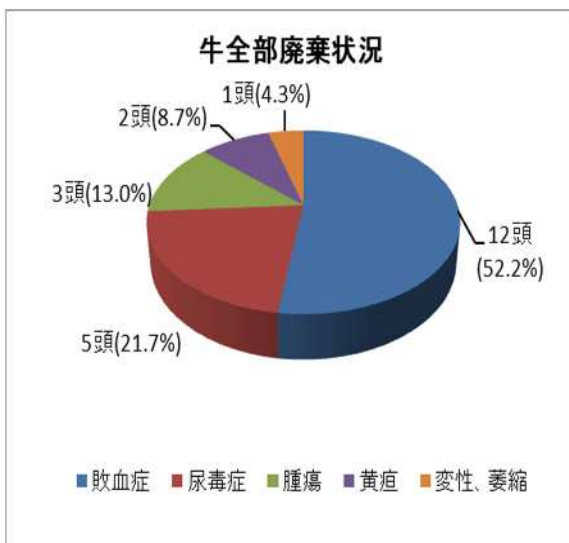
月	区分	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
4		345	6	42	3,613	6	0	4,012
5		327	1	40	4,096	15	0	4,479
6		255	2	35	3,423	7	0	3,722
7		346	0	34	3,191	0	0	3,571
8		299	1	55	3,564	0	0	3,919
9		270	0	33	3,677	0	0	3,980
10		372	1	37	4,199	1	0	4,610
11		426	3	38	4,273	0	0	4,740
12		351	1	57	4,056	2	0	4,467
1		335	1	32	3,714	4	0	4,086
2		300	0	32	3,463	2	0	3,797
3		300	0	32	4,011	1	0	4,344
合計		3,926	16	467	45,280	38	0	49,727





(4) とさつ禁止、廃棄状況

畜種 区分	牛			とく			馬			豚			めん山羊		
	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
実 頭 数	0	23	2,574	0	0	4	0	1	202	0	29	37,447	0	0	2
豚 丹 毒											4				
トキソフ°ラス°マ															
寄 生 虫 病			5									4			
膿 毒 症											5				
敗 血 症		12									14				
尿 毒 症		5									2				
黄 疸		2						1							
水 腫			39						1						
腫 瘍		3	3								4				
放 線 菌 病															
炎症または炎症 産物による汚染			1,777			4			196			36,269			
変性または萎縮		1	626			2			1			1,173			2
そ の 他			917			1			9			1,497			
計		23	3,367			7		1	207		29	38,943			2



## (5) 病名別一部廃棄状況

病名		畜種	牛	とく	馬	豚	山羊	めん羊	
循環器系	心 外 膜 炎		106		1	1,481			
	心 筋 変 性		1 (心筋炎)						
	動 脈 炎								
	心 内 膜 石 灰 沈 着 症								
	リ ン パ 節 膿 瘍					21			
体腔	腹 膜 炎		32			1			
	汎 漿 膜 炎					802			
	腹 腔 内 膿 瘍								
呼吸器系	萎 縮 性 鼻 炎					3			
	肺 炎	S E P				18,904			
		胸 膜 炎 型	1			12,412			
		膿 瘍 型	1			437			
		そ の 他	43	2	1	1		1	
	血 液 吸 入 肺		2		1	877			
	肺 気 腫		6						
消化器系	舌 炎								
	舌 膿 瘍								
	胃 炎		57						
	胃 膿 瘍		1						
	胃 腸 炎		10						
	小 腸 炎		31		3	173			
	大 腸 炎					39			
	胃 腸 炎					15			
	抗 酸 菌 症					1,838			
	腸 気 泡 症					25			
	へ ル 二 ア					8			
	脂 肪 壊 死 症		100						
	肝 炎	鋸 屑 肝		736	1				
		膿 瘍 型		171			3		
		肝 硬 変 型		3		2	318		
		間 質 炎 型		161		7	10,807		
		包 膜 炎 型		236		3	593		
		胆 管 炎 型		108					
		そ の 他		336	1	10	726		
	肝 変 性		569	2	1	1,167		2	
肝 富 脈 斑		392							
肝 砂 粒 症					167				

病名		畜種	牛	とく	馬	豚	山羊	めん羊	
泌尿生殖器系	腎炎	出血型	5						
		膿瘍型	4						
		腎盂炎型							
		間質炎型					9		
		その他	4				38		
	腎梗塞					2			
	萎縮腎					2			
	嚢胞腎	3				368			
	水腎症					8			
	膀胱炎	3							
	尿管結石	2							
	子宮内膜炎			3(畜膿症)					
		乳房炎	膿瘍型						
			壊疽性型						
その他	10								
運動器系	放線菌病		1						
	頭膿瘍								
	筋肉	出血	161	1	5	480			
	筋肉	変性	137			8			
	筋肉	膿瘍	26			726			
	筋肉	壊死							
	筋肉	水腫	57	1	1				
	皮下	水腫	3						
	皮下	出血							
	皮下	膿瘍	9		1				
	手術創		101						
	血腫		4						
	骨折		13	1		23			
	脱臼		25						
	関節炎		29	1		24			
	フレグモ-ネ								
寄生虫	肝蛭症		5						
	豚肺虫症					4			
	エキノコックス								
	ウマバエ								
腫瘍	黒色腫					23			
	その他								
その他	横隔膜炎		12						
	横隔膜水腫		3		1				
	横隔膜癒着								
	横隔膜膿瘍		61						

(6) 衛生指導

・施設の拭き取り検査 「5.食肉衛生推進事業」の頁参照 ( P 2-15 )

・監視日数

と畜場 . . . 247日

併設加工施設 . . . 40日

(7) フィードバック事業

希望生産者へ毎月1回検査結果をフィードバック

牛対象農家 6戸

豚対象農家 23戸

### 3. 食鳥関係

大規模食鳥処理場において食鳥処理法に基づく検査を行うとともに、山梨県食品衛生監視指導計画に基づき、ふきとり検査結果等による食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の監視指導、動物用医薬品を対象とした残留検査を実施した。

さらに、サルモネラ及びカンピロバクターの保菌調査や食鳥検査結果等のフィードバックを定期的に行うなど、生産サイドとの連携を強化した。

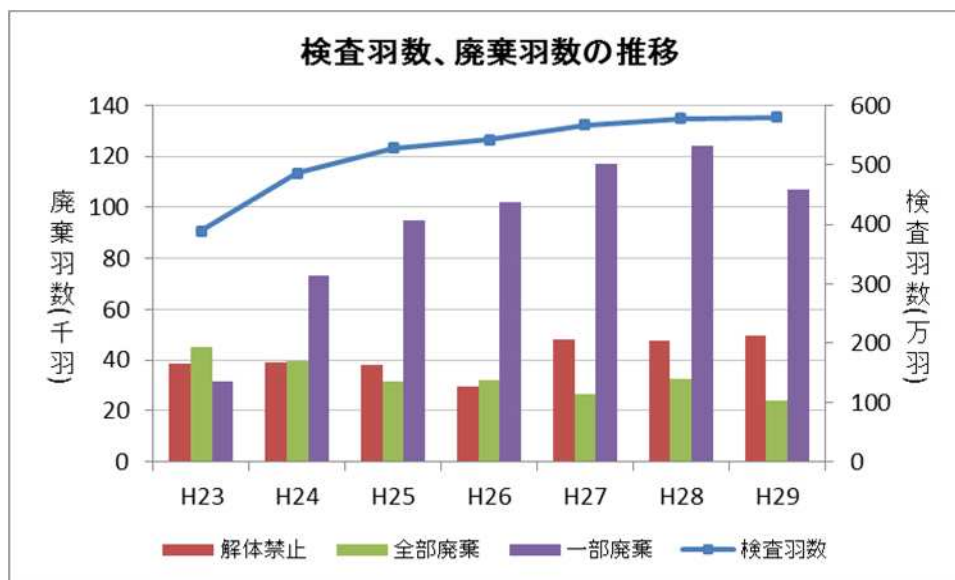
#### (1) 年度別検査羽数及び廃棄状況

年度別検査羽数

項目 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29
出荷羽数	3,899,930	4,873,721	5,290,764	5,425,600	5,685,691	5,791,179	5,817,766
へい死羽数	6,513	9,906	13,045	8,897	12,396	17,287	15,699
検査羽数	3,893,417	4,863,815	5,277,719	5,416,703	5,673,295	5,773,892	5,802,067

年度別廃棄状況

項目 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29
解体禁止合計	38,507	38,920	37,874	29,458	47,986	47,616	49,427
全部廃棄合計	45,033	39,561	31,316	31,950	26,360	32,712	24,044
部分廃棄合計	31,698	73,393	95,006	101,791	117,051	123,920	106,972

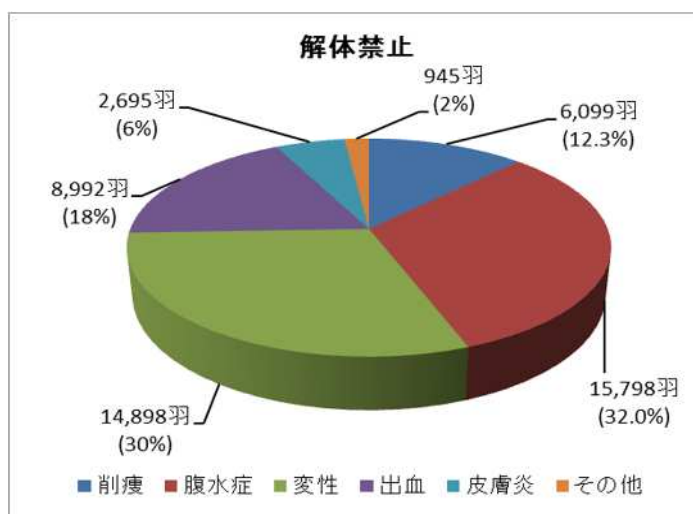


(2) 平成 29 年度検査結果

解体禁止												解体禁止合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	変性	出血	皮膚炎	関節炎	黄疸	外傷	湯漬過度	その他	
6,099	475	15,798	3	14,898	8,992	2,695	181	14	34	124	114	49,427

解体禁止率は、0.85%（解体禁止羽数 / 検査羽数）で、前年度(0.82%)と同程度である。

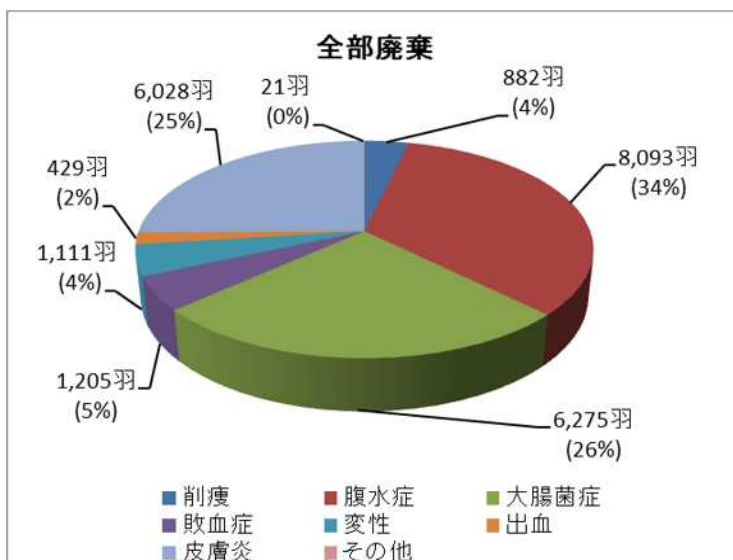
主な疾病は、腹水症、変性、出血、削瘦で、皮膚炎の割合は減少したが、出血、腹水症の割合が増加した。



全部廃棄												全部廃棄合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	大腸菌症	敗血症	変性	出血	皮膚炎	関節炎	黄疸	その他	
882	1	8,093	1	6,275	1,205	1,111	429	6,028	4	0	15	24,044

全部廃棄率は、0.41%（全部廃棄羽数 / 検査羽数）で、前年度(0.57%)よりやや減少した。

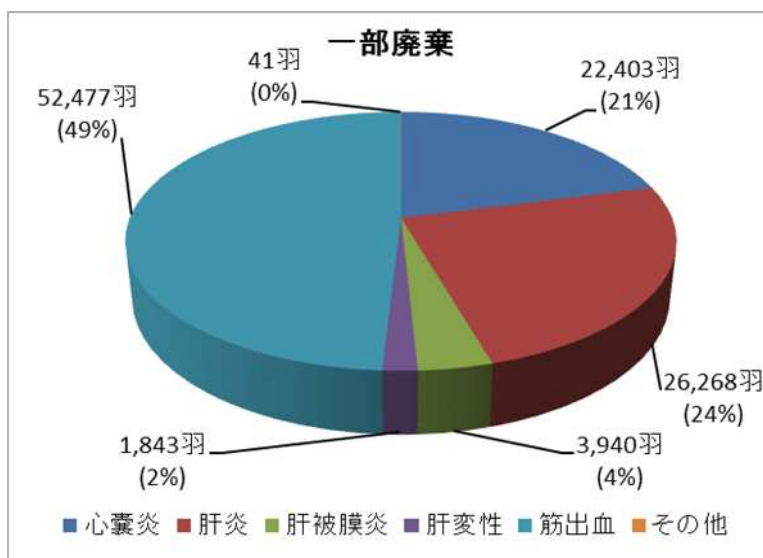
主な疾病は、腹水症、大腸菌症、皮膚炎で、皮膚炎、大腸菌症の割合は減少したが、腹水症の割合が増加した。



一部廃棄												一部廃棄合計
心嚢炎	肝炎	肝被膜炎	肝変性	脾の腫大	腸炎	関節炎	筋出血	骨折	皮膚炎	腫瘍	その他	
22,403	26,268	3,940	1,843	0	5	36	52,477	0	0	0	0	106,972

一部廃棄率は 1.8% (一部廃棄羽数 / 検査羽数) で、前年度(2.1%)よりやや減少した。

主な疾病は筋出血、肝炎、心嚢炎で、筋出血、肝炎の割合が減少し、心嚢炎の割合が増加した。



### (3) 衛生指導

- 施設の拭き取り検査 「5.食肉衛生推進事業」の頁参照 ( P 2-15 )

- 食鳥処理施設の衛生監視指導

食鳥処理場・・・ 279 日

併設加工施設・・・ 59 日

### (4) フィードバック事業

食鳥処理場を介して生産者へ 2 ヶ月毎に 1 回検査結果をフィードバック

対象農家 34 戸

## 4. 精密検査関係

疾病排除を目的とした各種疾病診断、微生物汚染防止のための枝肉や施設のふきとり検査および保菌調査、有害物質排除のための残留抗菌物質検査、TSE検査等を実施した。

また、食品衛生報に基づく検査は、試験検査に関する業務管理要領に基づき検査の精度管理を行った。

### (1) 精密検査実施状況

検査室名	区分	行政検査			調査研究			合計		
		検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数
理化学検査室	食肉関係	282	590	4,549	52	80	120	334	670	4,669
	食鳥関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	282	590	4,549	52	80	120	334	670	4,669
病理検査室	食肉関係	22	216	373	14	42	58	36	258	431
	食鳥関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	22	216	373	14	42	58	36	258	431
生物科学検査室	食肉関係	250	758	2,546	15	447	662	265	1,205	3,208
	食鳥関係	50	226	1,101	2,824	409	2,489	2,874	635	3,590
	小計	300	984	3,647	2,839	856	3,151	3,139	1,840	6,798
TSEスクリーニング検査	牛	84	84	84	0	0	0	84	84	84
	緬・山羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	84	84	84	0	0	0	84	84	84
小計	食肉関係	638	1,648	7,552	81	569	840	719	2,217	8,392
	食鳥関係	50	226	1,101	2,824	409	2,489	2,874	635	3,590



## (2) 各検査室における検査内容

### 理化学検査室

血液検査を全自動血球計数器と多項目自動血球計数装置を用いて実施し診断の参考とした。

平成29年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査は、抗生物質以外の物質の検査を県衛生環境研究所で実施した。

#### 【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
黄疸判定	牛	2	2	2
	馬	1	1	1
	豚	0	0	0
尿毒症の判定	牛	8	39	57
	馬	1	3	3
	豚	5	16	34
血液検査	牛	261	522	4,396
	馬	1	1	10
	豚	3	6	46
合計		282	590	4,549

## 病理検査室

食肉及び食鳥検査において病理組織学的検査が必要と認められる疾病が発見された場合、検査を行い診断の一助としている。

### 【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
炎症	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
変性	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
腫瘍	牛	3	40	40
	豚	4	46	116
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
奇形	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
その他	牛	0	0	0
	豚	15	130	217
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
合計		22	216	373

### 【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
病理研修会等	牛	4	13	13
	豚	9	25	41
	馬	1	4	4
	鶏	0	0	0
合計		14	42	58

## 生物科学検査室

解体後の検査において細菌性の疾病を疑った場合、病原菌の分離・同定等の微生物検査を実施し、診断の一助としている。また、食肉・食鳥関係施設および輸送車のふきとり検査を実施し、衛生指導に活用した。

### 【行政検査】

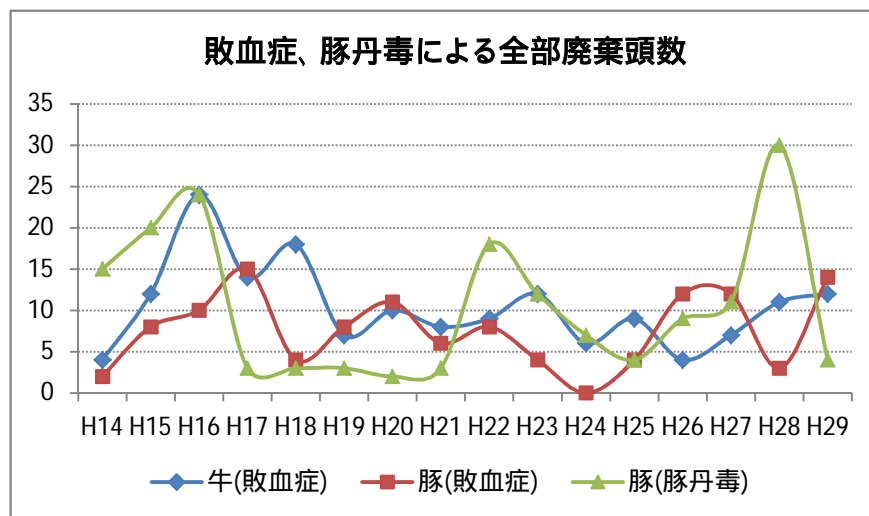
検査内容	種別	検査頭数	検体数	検査数	
敗血症の検査	牛	12	72	288	
	豚	3	18	72	
豚丹毒の検査	豚	60	183	732	
牛白血病の検査	牛	4	25	50	
0157等枝肉ふきとり検査	牛	30	60	360	
ふきとり検査 (枝肉又は食鳥と体、施設)	牛	0	0	0	
	馬	31	62	124	
	豚	0	0	0	
	鶏	40	24	216	
	食肉関係施設			54	162
	食鳥関係施設			105	688
残留抗菌性物質検査 (モニタリング検査)	牛	10	20	120	
	豚	10	20	120	
	鶏	10	20	120	
厚生労働省ふきとり	牛	25	50	100	
	豚	25	50	100	
G F A P 検査	牛	40	80	80	
外部精度管理			4	28	
内部精度管理			60	210	
合計		300	907	3,570	

### 【調査研究】

検査内容	種別	検査頭数	検体数	検査数
カンピロバクター保菌調査	鶏	1,350	135	675
カンピロバクター菌株保存	鶏		52	52
サルモネラ保菌調査	鶏	1,380	138	966
サルモネラ定量検査	鶏	40	12	252
サルモネラ菌株保存	鶏		127	127
腸管出血性大腸菌保菌調査	牛	30	30	180
大腸菌菌株保存	牛		218	1,526
豚抗酸菌症の検査法の検討	豚	15	59	141
ふきとり等による施設及び精肉の汚染調査	食鳥	54	54	486
A T P による施設及び手指の汚染調査	食肉		50	100
	食鳥		70	110
合計		2,869	945	4,615

敗血症及び豚丹毒による処分頭数の年計推移(過去16年間)

処分理由	種別	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
敗血症	牛	4	12	24	14	18	7	10	8	9	12	6	9	4	7	11	12
	とく				2							1					
	馬																
	豚	2	8	10	15	4	8	11	6	8	4		4	12	12	3	14
豚丹毒	豚	15	20	24	3	3	3	2	3	18	12	7	4	9	11	30	4



## 5. 食肉衛生推進事業

食肉の衛生的な処理及び取扱いについて、食肉処理業者及び取扱者に対し普及啓発を図るとともに、消費者の食肉衛生に対する理解を深め、より安全な食肉を提供することを目的として年間を通じて食肉処理施設のふきとり検査や衛生講習会を実施した。特に平成 29 年 8 月 1 日から 8 月 31 日までを食肉衛生推進運動の期間と定め、食肉輸送車のふきとり検査を実施するとともに、食品衛生に関する研修会を開催した。

### 食肉処理場関係

項目	事業		期間	検体数	検査数
検査	スタンプ検査 ふき取り検査	施設（と畜場）	H29.8.23～8.29	18	36
		施設（加工室）	H29.8.30～9.5	21	28
	A T P 検査	輸送車	H29.7.27～8.7	32	96
		手指	H29.8.23～9.4	54	84
		施設（と畜場）	H29.8.23～9.4	18	36
		施設（加工室）	H29.8.30～9.5	21	28

項目	事業	期間	参加人数	対象
講習会	管理者講習会	H29.9.19	6名	と畜場及び併設する食肉処理施設の管理者職員
	従業員講習会	H29.10.27	29名	と畜場及び併設する食肉処理施設の従業員

### 食鳥処理場関係

項目	事業		期間	検体数	検査数
検査	スタンプ検査 ふき取り検査等	輸送車	H29.8.21～8.31	11	33
		と体等	H29.8.1	8	72
		施設	H29.8.1	25	168
	A T P 検査	輸送車	H29.8.21～8.31	11	33
		手指	H29.8.8	77	77

項目	事業	期間	参加人数	対象
講習会	管理者講習会	H29.8.17	7名	食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の管理者職員
	従業員講習会	H29.8.28	63名	食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の従業員

## 6. 研修

関係機関が開催する各種の県外研修に参加し、検査員の資質向上を図った。

また、基礎的知識、技能の習得のため、所内研修会を実施した。

月 日	出張 内 容	場 所
H29 6/12 ~ 7/7	食肉衛生検査研修	埼玉県
6/19	PCRハンズオントレーニング	東京都
6/20	第110回ルミテスターセミナー	東京都
8/26	全国食品衛生監視員協議会第57回関東ブロック研修大会	埼玉県
9/8	先進地視察研修（食鳥処理場）	千葉県
9/23	第92回麻布獣医学会	千葉県
9/28	第282回鶏病事例検討会	茨城県
10/5 ~ 6	第38回日本食品微生物学会学術総会	徳島県
10/6	第35回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会および研修会	栃木県
10/11	先進地視察（食肉処理場）	宮城県
10/20	関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	新潟県
10/26 ~ 27	全国食品衛生監視員研修会	東京都
10/27	動物由来感染症対策技術研修会	東京都
11/1 ~ 2	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第74回病理研修会	神奈川県
11/15 ~ 16	HACCP導入における指導・検証の平準化に資する実地研修会	東京都
11/29	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会第37回総会及び研修会	神奈川県
12/1	第214回つくば病理談話会	茨城県
H30 1/22 ~ 23	食肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都
1/23 ~ 24	食鳥肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都
2/28	食肉処理施設HACCPシステム研修会	東京都
3/16	第283回鶏病事例検討会	茨城県

## 第3章 調査・研究発表

(平成29年度関東・東京地区獣医公衆衛生学会)

### ATP ふき取り検査を活用した大規模食鳥処理場の衛生指導法の検討

松原翔吾<sup>1)</sup> 額賀亮<sup>1)</sup> 岡林一美<sup>1)</sup>

宇田圭見子<sup>1)</sup> 藤巻勤<sup>1)</sup>

<sup>1)</sup>山梨県食肉衛検査所

#### はじめに

ATP ふき取り検査(以下「ATP 検査」という。)は、その場で結果が数値として示されるので、食品取扱施設の衛生管理に広く活用されている。しかし、羽毛、血液及び腸内容物等による汚染が著しい大規模食鳥処理施設において、メーカー推奨値を適用して衛生状態を評価することは困難である。そこで、管内食鳥処理場施設内の4ヵ所について、推奨値に代わる独自の管理基準値を設定し、清掃方法等の改善指導を行ったので、その概要を報告する。

#### 材料および方法

期間：2016年10月3日～2017年5月25日

回数：作業開始前35回

検体：丸と体移送コンベア表面、脱羽機進入口カーテン、中抜機背当て板  
内臓移送コンベア表面

検査機器：ルミテスターPD-30、ルシパック Pen

#### 成績

ATP 検査結果と管理基準値を表に示した。4ヵ所のATP 検査結果の平均値はすべて推奨値(傷がつきやすいもの：500、平滑なもの：200)より高い値となり、標準偏差も1,154から25,121と大きかった。

今回のATP 検査の結果から、その約3割が合格となる値を管理基準値と設定し、清掃手順の改善指導等を行った。

表 ATP検査結果と管理基準値 (RLU)

平均値	14,132	795	3,556	5,258
標準偏差	25,121	1,154	4,107	5,526
管理基準値	3,000	200	1,500	1,000

#### 考察

今回ATP 検査を行った4ヵ所の測定値の平均は推奨値を上回る結果となった。特に の平均値は推奨値を大きく上回っており、前日の汚染が作業後の清掃により十分洗浄されていないことが数値として示された。また、標準偏差が非常に大きくなった理由として、清掃作業に均一性がなく突出した数値の日が何日かあったことが原因として考えられた。実際の清掃作業を確認したところ、洗剤の濃度、洗浄器具の使用等が手順書と異なることが確認された。さらに、 は清掃範囲が広く複雑な構造であるため清掃が十分行えていないことが確認された。一方、 は清掃範囲が狭く塩化ビニールの単純なシートであったことから清掃作業が十分行われていたと推察された。以上のことから、 については機械を動かしながら全体を清掃するよう作業手順書の改訂を指導した。

今後は、手順書に従った均一性のある作業をすることの重要性を作業員に理解させ、管理基準値を活用した自主検査を行うことを指導することで、HACCPの適切な運用につながると考えている。また、清掃作業の改善状況にあわせ、管理基準値の再設定を行う必要がある。

(平成29年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会)

(平成29年度食鳥肉衛生研究発表会)

## ブロイラー農場におけるサルモネラ属菌汚染状況及び衛生意識調査

山梨県食肉衛生検査所 額賀亮、大橋啓佑、松原翔吾、外川京平、内田幸、  
岡林一美、宇田圭見子、藤巻勤

### はじめに

当検査所では、所管する大規模食鳥処理場に搬入されたブロイラーのサルモネラ属菌の保菌状況を継続的に調査しており、同菌の検出率は農場により差があることを把握している。

今回、検出率に差がみられた2農場について、農場環境のふきとり検査及び聞き取り調査を行ったので、その概要を報告する。

### 材料及び方法

#### 1 対象農場

サルモネラ属菌の保菌状況が平均水準であるA農場と、平均より低い水準であったが平成28年7月から急激に上昇したB農場の2農場を調査対象とした。

#### 2 調査方法

##### 1) ふきとり検査

(期間) A農場：平成28年7月～8月 B農場：平成28年9月～10月

(検査対象) 鶏舎入口前コンクリート、鶏舎入口取手、雛の仕切り板、給餌器表面、給水器表面、鶏舎周り土壌、敷料、給餌器内の餌、給水器内の水

初生雛の糞便(B農場のみ)

(検査方法) 食品衛生検査指針(微生物編)に基づき行った。

##### 2) 聞き取り調査

(調査日) A農場：平成28年7月14日

B農場：平成28年9月12日

(聞き取り項目) サルモネラ属菌の知識、オールアウト時の鶏舎清掃の有無、飼料保管庫の清掃の有無、鶏舎ごとの専用の長靴・踏み込み消毒槽の有無、鼠族昆虫の駆除の有無

### 成績

#### 1) ふきとり検査

ふきとり検査の結果を表1に示した。入雛前では、両農場ともサルモネラ属菌は検出されなかったが、入雛後数日で敷料等から検出されるようになった。特に敷料は継続的にサルモネラ属菌が検出され、また、他の場所は散発的に検出される結果となった。両農場とも検出されたサルモネラ属菌の血清型は全て *Salmonella* Agona であった。B農場においては初生雛の糞便の検査を実施したが、その結果は陰性であった。



表1 農場環境のふきとり検査結果

		雛導入前	日齢3日	日齢10日	日齢18日	日齢30日	日齢39日
A 農場	鶏舎入口前コンクリート	-	-	-	-	-	-
	鶏舎入口取手	-	-	-	-	-	-
	雛の仕切り板	-	-	-	-	-	+
	給餌器表面	-	-	-	-	-	-
	給水器表面	-	-	-	+	+	-
	給水器内の水	NT	+	+	-	+	+
	敷料	-	-	+	+	+	+
	鶏舎周り土壌	-	+	-	-	-	-
給餌器内の餌	NT	-	+	+	-	-	

		雛導入前	日齢2日	日齢9日	日齢21日	日齢29日	日齢42日
B 農場	鶏舎入口前コンクリート	-	-	-	+	-	-
	鶏舎入口取手	-	-	-	-	-	-
	雛の仕切り板	-	-	-	-	-	-
	給餌器表面	-	-	+	-	-	-
	給水器表面	-	-	-	+	-	+
	給水器内の水	-	-	+	+	-	-
	敷料	-	+	+	+	+	+
	鶏舎周り土壌	-	-	-	+	-	-
	給餌器内の餌	NT	-	+	-	-	+

+: *S. Agona*を検出、-: 陰性、NT: not tested

## 2) 聞き取り調査

農場への聞き取り調査の結果を表2に示した。A農場はサルモネラ属菌が食中毒の原因菌であることを知っているなど、聞き取りを行った項目すべてを実施しており、衛生対策に対する意識は高かった。一方、B農場はオールアウト後の鶏舎の清掃は行っているものの、サルモネラ属菌が食中毒の原因菌であることを知らない、鶏舎ごとに長靴、踏み込み消毒槽を設置していないなど、衛生対策に対する意識は低かった。

表2 聞き取り調査結果

	A農場	B農場
サルモネラ属菌が食中毒原因菌であることを知っている		×
オールアウト時の鶏舎清掃の実施		
飼料保管庫の定期的な清掃の実施		×
鶏舎ごとに専用の長靴の設置		×
鶏舎ごとに踏み込み消毒槽の設置		×
鼠族昆虫の駆除の実施		×

## 考 察

入雛前の検査では両農場とも農場環境からサルモネラ属菌が検出されていないことから、オールアウト後の鶏舎の清掃消毒は適切に実施されていたと考えられる。また、初生雛の糞便からサルモネラ属菌は検出されなかったことから、雛が汚染源となっている可能性は低いと考えられる。鶏舎周りの土壌からサルモネラ属菌が検出されていること、鶏舎内へのサルモネラ属菌の汚染は隣接鶏舎の塵埃や鼠族昆虫が原因であるとの報告もあることから<sup>(1)</sup>、鶏舎外の環境から人、塵埃、鼠族昆虫等を介して鶏舎内にサルモネラ属菌が持ち込まれていると考えられる。

聞き取り調査において、両農場の衛生意識に差があるのにも関わらず、農場環境のふきとり検査結果に明確な違いは見られなかった。これは衛生意識の高低だけではなく、実際に行われている日々の作業において適切な衛生対策が実施されているかが重要であると考えられる。このことから、聞き取り調査だけではなく、普段の飼養現場を見ながら、実際にどのような衛生対策を実施している

かを確認する必要があると思われる。<sup>〔2〕〔3〕</sup>

#### まとめ

今回の調査から、オールアウト時の清掃消毒は適切に実施されているが、雛導入後数日で外部からの汚染があることが分かった。

今後は、様々な衛生対策について実施手順を細かく説明し、きめ細かい衛生指導を実施する必要があると思われる。また、農場の衛生対策には家畜保健衛生所との連携・協力が不可欠であることから、家畜保健衛生所等と積極的に情報交換を行いお互いに連携を密にし、安全・安心な鶏肉の生産を目指したい。

〔 1 〕 横関正直：サルモネラ対策における養鶏環境の消毒，動薬研究，54，1-14(1996)

〔 2 〕 松原翔吾他：大規模食鳥処理場に搬入された鶏のカンピロバクター属菌およびサルモネラ属菌の保菌状況と農場における環境調査，山梨県公衆衛生研究発表会，第18回，52-53(2015)

〔 3 〕 門脇翔子他：都内養鶏場の鶏舎環境におけるサルモネラ検出状況，東京都家畜保健衛生業績発表会，57，9-13(2017)

(平成29年度全国食肉衛生検査所協議会病理部会)

題名：馬の卵巢の腫瘍

機関名：山梨県食肉衛生検査所

事例の概要：正常畜として搬入された軽種馬、雌、4歳齢

生体検査：著変は認められなかった。

肉眼所見：内臓検査時に、卵巢は23×19cm大に腫瘍化しており、多少の弾力を持つものの充実性であった。表面は平滑で皮膜に覆われ、血管が豊富であった。

断面は白色～黄色の結合組織で区分された不整蜂巣状の構造を呈しており、大小の嚢胞が多数認められ、その嚢胞内には血液を含んでいた。



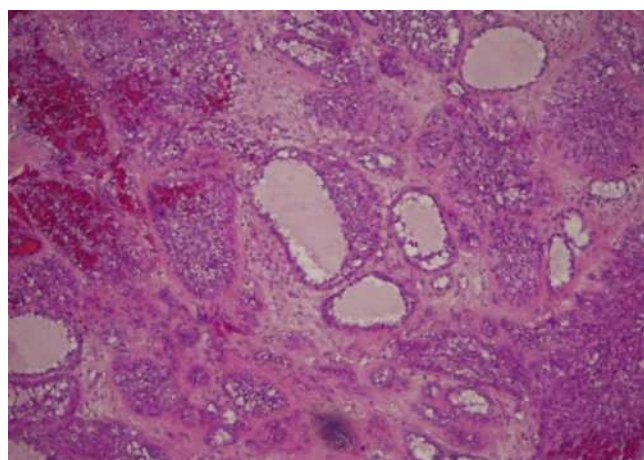
卵巢腫瘍



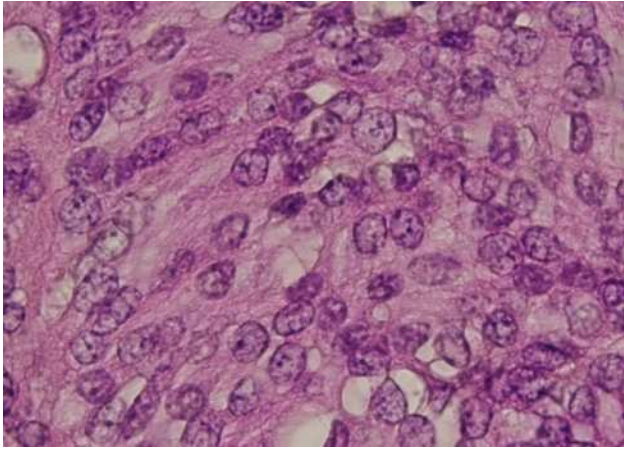
卵巢腫瘍断面

組織所見：組織全体は、結合組織によって不整の蜂巣状に区分されていた。また大小の嚢胞を形成しており、その中に血液を入れるものや弱好酸性の液体成分を入れるものが多くあった。嚢胞は、一層～数層の顆粒膜細胞に類似した腫瘍細胞が内張りしており、一部で腫瘍細胞が隆起し、内腔に突出しているものも多く確認された。

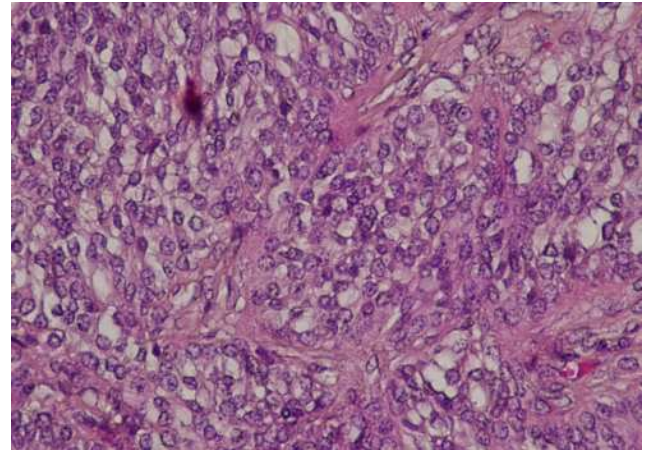
腫瘍細胞は、円形～類円形の核を有し、明瞭な核膜、数個の核小体を認め、正常な卵胞の顆粒膜細胞に類似していた。また、胞巣状又はシート状に増殖しており、核の異型性は散見される程度であった。



大小の嚢胞が多数認められる。H E 染色 100 倍



正常の顆粒膜細胞に類似した腫瘍細胞  
H E 染色 1000 倍



腫瘍細胞の胞巣状の増殖  
H E 染色 400 倍

診断名：馬の卵巣の顆粒膜細胞腫

行政処分：一部廃棄（腫瘍）

診断に至った経緯：本症例は、肉眼的に特徴的な蜂巢状の構造が認められたこと、組織学的に腫瘍細胞の形態が顆粒膜細胞に類似していること、特徴的とされている胞巣状の増殖像を示したことから、顆粒膜細胞腫と診断した。本症例は巨大化していたが、核分裂像が散見される程度であったこと、体腔内への播種や他臓器への転移がなかったことから、良性であると判断した。